

鋼船規則

A 編 総則

規
則

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 9 月 5 日 規則 第 52 号

2008 年 6 月 25 日 技術委員会 審議

2008 年 7 月 22 日 理事会 承認

2008 年 8 月 22 日 国土交通大臣 認可

2008年9月5日 規則第52号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

-1.を次のように改める。

-1. **登録規則 2 章**により船級登録される鋼船の検査，構造等に関しては，この規則の定めるところによる。ただし，次の**(1)**から**(9)**に掲げる設備又は装置の検査及び構造並びに安全管理システム及び船舶保安システムの審査に関しては，次による。

(1)から(9)は省略)

(10) 防汚システム：船体防汚システム規則

附 則

1. この規則は，2008年9月17日から施行する。